

改正

平成20年3月31日規則第14号

平成21年8月26日規則第40号

平成23年6月30日規則第37号

平成26年9月30日規則第67号

平成27年9月30日規則第75号

鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年鈴鹿市条例第19号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第2条 条例第3条の規定による申請は、指定申請書（第1号様式）によるものとする。

(候補者の選定)

第3条 市長は、条例第4条の規定による候補者の選定をしたときは、その結果を選定結果通知書（第2号様式）により条例第3条の申請をしたものに通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第4条 市長は、条例第4条の規定による指定管理者の指定をしたときは、その旨を指定結果通知書（第3号様式）により当該指定管理者に通知するものとする。

(事業報告書)

第5条 条例第6条の事業報告書は、事業報告書（第4号様式）によるものとする。

(指定の取消し)

第6条 条例第8条の規定による指定の取消しは、指定取消通知書（第5号様式）により当該指定管理者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月26日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年6月30日規則第37号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規則第75号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。（後略）

（宛先）

所在地

（申請者）団体名

代表者氏名

連絡先（電話番号）

指定申請書

鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、申請します。

施設名

添付書類

- 1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定の期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- 3 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近の事業年度の収支決算書及び事業報告書
- 4 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

指定結果通知書

鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定をしましたので、鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 施設名

2 指定期間 年 月 日から
 年 月 日まで

(宛先)

所在地
(指定管理者) 団体名
代表者氏名
連絡先 (電話番号)

事業報告書

下記の施設に関する 年度の管理が完了しましたので、鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、報告します。

記

施設名	
管理期間	年 月 日から 年 月 日まで

(添付書類)

- 1 管理業務の実施及び利用の状況
- 2 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- 3 管理に係る経費の収支状況
- 4 その他管理の実態を把握するために必要な書類

第 号
年 月 日

様

鈴鹿市長 印

指定取消通知書

鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定を下記理由により取り消しますので、鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第1項の規定により、通知します。

記

1 施設名

2 取消年月日 年 月 日

3 取消しの理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。